

令和6年度 佐野市営墓地利用者募集要領

- 1 墓地の名称 佐野市営多田墓地
佐野市営葛生墓地
- 2 墓地の位置 多田墓地：佐野市多田町1307番地
葛生墓地：佐野市長坂町161番地
1区画当たりの面積は約6㎡です
現地にて区画の場所・状態を確認したうえで申し込みください。
- 3 募集数 多田墓地 6区画 (区画 22・163・190・203・
453・630)
(2月9日時点) 葛生墓地 2区画 (区画 43・91)
- 4 利用者の資格 申請時点で、佐野市に引き続き1年以上住所を有する方
※既に市営墓地を利用の場合は、申し込みできません。
- 5 受付期間 随時(空き区画がなくなり次第終了します)
土曜日、日曜日及び祝休日は除く 8:30~12:00、13:00~17:15
- 6 受付場所 環境政策課(みかもクリーンセンター) ※住所等は裏面
- 7 使用料 多田墓地：1区画250,000円
葛生墓地：1区画210,000円
- 8 管理手数料 年額2,200円(2,000円+消費税) 毎年4月に徴収します。
(年度途中からの利用許可については、その年度のみ翌月からの月割り
計算となります。)
- 9 申し込み方法 市営墓地利用許可申請書に、必要事項を記入し提出してください。
いずれか1区画のみの申請となります。
添付書類：申請者の住民票抄本(本籍・続柄は省略可能)

※裏面の注意事項を必ず確認のうえ、申込をお願いします ⇒

佐野市営墓地についての注意事項

(1) 管理について

- ・市による葬儀の手配や業者のあっせん等は一切行いません。
- ・区画内の清掃、管理は各自で行っていただきます。
- ・敷地内のごみかごに捨てられるのは、草や供花類のみとなります。それ以外のごみ（びん・缶・食べ物、不要となった卒塔婆や墓標、骨壺等）はお持ち帰りをお願いしています。

(2) 利用について

- ・利用権の譲渡や又貸し、墓地の目的以外の利用はできません。また、善良な管理を怠るなどをした場合は、利用許可の取り消しとなります。
- ・利用者が亡くなった場合は、次の利用者を選定し、承継の手続きをしていただきます。（その際に承継できるのは、祖先の祭祀を主宰する者となります）
- ・市営墓地を承継する者がなく10年を経過すると、利用権は消滅します。
- ・利用許可を取り消された場合や利用をする必要がなくなった場合は、墓地を原形に復して返還していただきます。その際に、すでに収めた使用料は還付しません。
（ただし、利用許可を受けた日から5年以内で、かつ、区画を未利用の状態に返還したときは、既納使用料の半額を還付します。）
- ・盛土、囲障、墓碑、工作物その他の高さは、次の制限を超えることはできません。

盛土	囲障	墓碑	工作物その他	測定規準点
0.3m	0.8m	2.5m	2.5m	墓地前側路面

問合せ・申込先

〒327-0812 栃木県佐野市町谷町 206-13 みかもクリーンセンター内

佐野市 環境政策課 環境係

TEL : 0283-20-3013 (市営墓地に関する問合せは月曜日～金曜日の平日のみ受け付けます)